

第百八回 参議院 社会労働委員会 會議録 第五号

(1011)

昭和六十二年五月二十二日(金曜日)
午後一時四十分開会

委員の異動
五月二十二日

辞任
对馬 孝且君
補欠選任
種山 篤君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
佐々木 満君

委員
岩崎 純三君
田代由紀男君
糸久八重子君
中西 珠子君
石井 道子君
石本 茂君
関口 恵造君
曾根田郁夫君
田中 正巳君
前島英三郎君
宮崎 秀樹君
種山 篤君
千葉 景子君
浜本 万三君
中野 鉄造君
沓脱タケ子君
内藤 功君
藤井 恒男君

國務大臣
厚生大臣 齋藤 十朗君
政府委員

厚生大臣官房審議官
厚生省業務局長 森 幸男君
厚生省年金局長 水田 努君

事務局側
常任委員会専門員
大蔵大臣官房参事官 花野 昭男君
大蔵省主計局共済課長 山口 公生君

説明員
此村 友一君

本日の會議に付した案件

○年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木満君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案並びに医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○浜本万三君 私は、ただいま提案されております年金の自主運用の關係につきまして、質問をさせていただきます。当委員会におきましても、かねてから年金積立金の自主運用につきましては、早くこれを實現す

るように要望がありましたし、また年金改正法案の審議のたびに附帯決議がつけられておりましたので、今回わずか一兆円ではございますけれども、自主運用ができるようになりなりましたことを、私個人といたしましても大変喜んでおるような次第でございます。ただ、一兆円では極めて不満足でございますから、この枠をさらに拡大いたしました。年金財源の確保のために一層努力をしていただきたいという立場から、若干の質問をさせていただきます。

まず最初にお尋ねをいたしたいのは、昨年度いわれる資金確保事業といたしまして、当初予算では三千億円、補正後五千億円の年金福祉事業団の運用が認められたわけでございますが、今日までの運用実績はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○政府委員(水田努君) お答え申し上げます。六十一年度に開始しました資金確保事業の運用実績は、七・六五％でございます。借入原資が六・〇五％でございますので、その間の利差益は一・六％となっております。

○浜本万三君 さらにお尋ねするんですが、企業年金では既に有利運用の経験を重ねて相当の実績を上げておられるというふうになっておりますが、これはどのようになっているか。特に、資金運用部預託の運用利回りと比較いたしましたも相応しい利回りではないかということをお尋ねしておりますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(水田努君) 私どもの所掌いたしております企業年金の中の厚生年金基金の利回り、六十年年度までは現在判明いたしておりませんが、五十九年度は八・七七％、六十年年度は八・八八％となっております。厚生年金の資金運用部の運用利回りと比較してみますと、五十九年度では一・六％の利差を生じております。六十年年度では一

・七％上回っているというところでございます。

○浜本万三君 次の質問に入りたいと思っておりますが、六十年年度からスタートいたしました新しい年金制度の将来にわたる財政見通しでは、積立金の運用利回りはどういふ条件のもとでの程度に見積もっておられるのでしょうか。その点、年金法案の審議のときにも伺いましたけれども、改めてお尋ねをいたしたいと思っております。

○政府委員(水田努君) これは、新年金制度は五十九年度の再計算の結果の収支見通しということに相なるわけでございますが、運用利回りは一応七％と見込んでおります。

○浜本万三君 これは標準報酬が五％、物価上昇三％を見込んだ数字でございますか。

○政府委員(水田努君) そのとおりでございます。

○浜本万三君 実は、利回りと保険料率につきましては深くかかわっておりますので、そういう立場からさらにお尋ねするわけなんです。厚生年金を例にいたしまして運用利回り、今お話しのように七％とした場合の将来の見通しにおける最終保険料率をどの程度見込んでおられるわけでしょうか。

○政府委員(水田努君) 厚生年金につきましては、先ほど先生御指摘のとおり、さきの再計算におきましては標準報酬の上昇率は五％、物価の上昇率は三％、運用利回り七％という前提で、最終保険料率は二八・九％と推計をいたしております。

○浜本万三君 さらにお尋ねするんですが、その七％を中心にしたしまして若干低目に見積もった六・五％の場合と、それから若干高く見積もりました七・五％の場合と比較をいたしまして、最終保険料率をどの程度予測されておられるかということになってございますが。

○政府委員(水田努君) 運用利回りを七%から六・五%にダウンして見込みました場合、最終保険料率は二八・九%から〇・四%上がりまして二九・三%となります。今度は逆に七%よりも余計に、七・五%に回ったという推計で計算をいたしますと、七%の場合に比べまして最終保険料率は〇・四%落ちまして二八・五%になると見込んでおります。

○浜本万三君 それではさらにお尋ねするわけなんですが、先ほどお話がございました標準報酬五%、物価三%ということが同じような条件だといたしますならば、運用利回りは差し引き約一%ほど高まることになると思います。そうすると、保険料率は計算いたしてみますと〇・八%ほど低くなるという計算になるわけでございます。ですから、有利運用というものは国民負担を軽減するためには非常に重要な事柄であるということがこの資料でもよくわかるわけでございます。

したがって、有利運用を期待するわけなんですけれども、ところが最近の金融事情、金融動向を拝見いたしますと大変厳しくなっておりますので、最近の金融動向の中で果たして七%が確保できるんだらうかという疑問がございますが、その点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(水田努君) 資金運用部は七年物で預託しておりますので、預託金利の引き下げが直ちに全般的に落ちるといふわけはございませんが、六十一年度では厚生年金は七・〇七%と想定をしております。六十二年度につきましては、現在預託金利が五・二%でございますので、この五・二%が仮に六十二年度じゅう維持されたとしても、六十二年度の運用利回りは七%台を切りまして六・八%になるというふうに考えております。

さらに、この五・二%の預託金利は近く長期プライムレートが下げられるのでこれもまた落ちるというところになるかと思っておりますので、再計算で見込みました七%の運用利回りを維持していくことは最近の金融情勢から見ても困難ではないかと考えております。

と考えております。

○浜本万三君 そういたしますと、なお一層自主運用の枠を拡大する必要があるというところが考えられるわけなんですけれども、財政当局に対しては六十二年度予算におきましては、財政当局に對しまして年金積立金の自主運用額としての程度の額をどのような考え方で要求されたのでしょうか。また、六十三年以降はどのように対応していくお考えですか。考え方と見直しにつきましてもお尋ねをいたしたいと思います。

○國務大臣(斎藤十朗君) 高齢化が大変速いスピードで進行し、年金が成熟をいたしてまいりまして、将来の年金を考えると、その年金の積立金を、安全であることは当然であります。いかに効率的に有利に運用するかということは非常に重要な問題でございます。

今回御提出いたしております自主運用額は初年度一兆円というところでございますが、六十二年度の予算編成に当たりまして私どもは新規運用対象額、すなわち新規積立金と満期償還額、これを合わせた約九兆円、その三分の一である三兆円を要求いたしましたところでございます。その結果、今回は一兆円の自主運用でスタートをする、こういうことになった次第でございます。

来年度におきましても、この新規運用対象額の三分の一の自主運用を確保したいというところで要求をいたしてまいりたいと考えております。また将来にわたりますのは、共済年金などと同様に年金積立額の三分の一の自主運用をいたしたいという目標を置いて今後も最善の努力をいたしてまいりたいと思っております。

○浜本万三君 厚生大臣の力強い今後の決意を聞きまして大変うれしく思いますが、そういう厚生大臣のお考えを受けまして、財政当局の方お見えでございますね、大蔵省の方にお尋ねしたいと思っております。

濟の積立金の運用状況はどうなっておるかということをお伺いしたいわけですが、特にこれは財投運用、有利運用、それから福祉運用の三つに分けてその割合をお示しただきたいと思っております。

○説明員(山口公生君) お答え申し上げます。国家公務員共済組合連合会の持つております積立金の運用状況を六十年度末の決算で申し上げます。資金運用部預託が一兆一千二百七十九億円、二七・九%、それから組合員等への貸付金、これが九千四百二十八億円、二四・四%、それから有価証券等の運用が一兆五千二百十八億円、三七・七%、その他四千四百五十二億円、一一・〇%という状況でございます。

○浜本万三君 彼の共済を他の方からいただいた資料によりまして見ますと、有利運用だけでも農林共済は六六・三%、私学共済も六五・四%というように非常に共済関係の有利運用が多いわけでございます。私ども家庭の財政のやりくりにいたしましてもお金が足りないときには血族といましようか、血の強い、血のたくさん関係のあるものからたくさんのお金を調達する、こういうのが常識になっておると思うのであります。

ところが、今のお話とそれから厚生年金等の自主運用の状況を見ますと、政府関係の年金の自主運用よりも民間の公的年金の自主運用が非常に規制をされて、特にことはたった一兆円という自主運用しか認められないということなんです。大変おかしな感じがするという素朴な疑問があります。こういう素朴な疑問に対してはどのようにお答えになりますか。

○説明員(花野昭男君) お答え申し上げます。厚生年金保険事業は、国みずから特別会計という形で保険料の徴収あるいは積立金の運用を行い、給付全体について責任を持って行っているわけでございます。このように国の制度を通じて集められる公的資金につきましては、やはり公共の利益の増進に寄与するよう運用する必要があります。資の重要な原資として社会資本の整備とかあるいは中小企業対策等国民の生活万般に絡まります重要な政策分野に資金配分を行っているところでございます。

それからまた、先ほど厚生大臣からお答えになられたように、年金積立金の持つ意義というところから年金積立金の有利運用を図るべきではないか、こういう要請にこたえるために、ただいま御審議をいただいております年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案に基づきまして、六十二年一兆円というところで年金福祉事業団を通ずる有利運用事業を創設することとしておる次第でございます。

それで、厚生年金の資金運用と国公共済の資金運用の制約が違わないか、こういうお話でございますが、先ほど述べましたように、厚生年金資金は国の特別会計という国の制度に基づいて行われるものでございまして、他方、国公共済は国家公務員を対象として特別法人が管掌する保険制度だという仕組みの違いがございまして、これを同列に論ずることはいかがか、かように考えておる次第でございます。

○浜本万三君 ただ、そういう考え方は、法律上の問題で言えばそうなるかも知れませんが、物の考え方として、自主運用をして年金財源が豊かになれば、今度はどういふことになるかと、国民の厚生年金保険料というものを上げなくてもよろしいか、下げることができるとは、つまり、これは保険税と言われておるゆえんがそこにあるんじゃないかというふうに思っています。

したがって、私はこの際せつかく一兆円という窓をあけていただいたんでありますから、今後の運用の仕方といたしましてはやはり共済並みの運用ができるようにぜひ御配慮をいただけないか。できれば私は全額厚生年金の積立金は自主運用をさせてもらいたい、こう思っています。その点いかがですか。

○説明員(花野昭男君) お答えいたします。六十二年度一兆円というところで、年金財政強化

は中小企業対策等国民の生活万般に絡まります重要な政策分野に資金配分を行っているところでございます。

事業というものを創設することとしたわけですが、やはり厚生年金資金というのは財政投融資として重要な原資でございます。国民生活のかわりませ重要な分野にお役立ていただいておりますことを御承知いただきたいと思います。

それで、六十三年以降につきましてはどうかというお話でございますが、六十三年以降につきましては、六十三年の財政計画の編成の過程におきまして、運用部資金の財源事情とかあるいは他の政策分野の資金需要等をそれぞれ勘案いたしまして、厚生省とも御相談をしましてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○浜本万三君 六十三年の予算編成に当たりましては、ぜひひとつ申し上げましたようなことを配慮していただくように希望いたします。大蔵省に対する質問を終わりたいと思っております。御苦勞さまでございました。

先ほど厚生大臣のお話を承りましたところ、共済年金並みに積立総額の三分の一の自主運用を目指す、こういう話がございました。

そこで、将来のことをとらぬタスキの皮算用で聞いたんではいけないんですが、およそのめどを立てるために何うわけです。予定どおりの運用額が確保された場合に、どの程度の運用成果が見込まれるかというのを伺いたいです。具体的にはもう既に出ておる数字に照らしてお答えをいただきたいんですが、例えば九兆円の延長線上で見ると、十年後は幾らになるか。それを十年ごと昭和九十年まで数字をひとつ示してもらいたいと思っております。

○政府委員(水田努君) 三分の一の自主運用が実現できたという前提で、かつその積立金を複利で運用していったら、積立金の五分の一ずつを国庫に納付する、その納付事業は六十七年度から開始する、こういう前提を置かせていただきます。しかも運用利回りが借りてきました原資の五、五%を上回るといふ前提で計算をいたします。

すと、昭和七十五年で一・五%の複利計算でたまりました利益は五兆六千五百億でございます。それに對する五分の一の国庫の納付額の累計額が約三兆程度と見ております。

それから次に、さらに十年後の昭和八十五年では、一・五%の利差の累積が約十三兆七百億でございます。それまでの国庫に納付いたしますところの納付額が約九兆四千億程度になると見込んでおります。大変恐縮ですが、八十五年までしか計算いたしておりません。

○浜本万三君 ですから、十年間で三兆円、二十年間でその三倍の九兆円、大変な運用利益が出るというふうに思われますので、ぜひひとつ厚生大臣に頑張っていたらどうかように希望を申し上げておきたいと思っております。

それから、これはいいことばかりではないので、ちょっと心配な点を次に質問をするわけですが、先ほどお話がございましたように、現在の金融環境が非常に厳しくなっております。この中でございまして、したがって、所期の成果を上げるためには相当やっばりいろいろな手だてを考えていかなくやならぬと思っております。それで、どのような方針に基づいて資金運用を図っていくか。これは特に大臣の方からお答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(齋藤十朗君) この年金積立金の自主運用は有利に運用をしなければなりませんと同時に、多くの国民の皆様方から預かりをした積立金でございますので安全でなければならぬという重たい思いをいたしておるところでございます。

そこで、私どももいたしましては、年金審議会の御意見や、また年金審議会におきます資金問題懇談会等の御意見をいたしましてまいりました。その上に金融関係の専門家の方で構成していただきます年金資金運用検討会というのを持っていたら、せんだってその中間報告が私あてにされたわけでございますが、その第一は、各運用機関の運

用を把握できる基本ポートフォリオを策定して行うこと。そして第二番目には、競争条件が促進されるよう多種多様な運用機関を選定して行うこと。第三として、運用成果の評価に基づき資金配分の積極的な見直しを行うことなどの御意見を中間報告としていただいたところでございます。

こういった運用方針を立てまして、責任を持って運用をしていくように指導をいたしてまいりたいと考えております。

○浜本万三君 大臣の御答弁では、今後の資金運用に当たっては年金資金運用検討会の中間報告の趣旨に基づいて運用したいんだというお話でございます。この検討会というのは年金局長の私的諮問機関ということのようでございますが、これは恒常的な機関になるんでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(水田努君) 私ども年金積立金の運用のあり方につきましては、先ほど大臣から御答弁がありまして、基本的なあり方は労使の代表と公益から構成されております年金審議会が決めていただくべきものと考えております。また基本的な運用方針というものはこの年金審議会の中で構成されております資金問題懇談会から御意見を承ったりあるいは御相談したりして進めてまいりております。

いすれにしても、この資金の運用というのは私どもにとりて初めてのことでございまして、極めて専門的知識を要するということから、厚生省並びに実際の衝に当たります年金福祉事業団が相当程度のレベルに達するまで一種の金融のエキスパートからなる技術的なアドバイザーのグループである、こういうふうにも考えているわけでございます。一応私どもも自信がつけ得るようになるまでいろいろと技術的な面についてのアドバイザーを今後もある一定期間受けてまいらなさいやならぬ、このように考えております。

○浜本万三君 このメンバーを見るんですが、自主運用の具体的な問題については、今御答弁いただきましたように金融機関の方が非常に多いわけ

です。そういうことで、運用の各段階で年金積立権者といましようか、被保険者の意見がどのように反映されるんだろうかという心配がやはりあるわけでございます。

例えば信託銀行でありますとか生命保険会社に運用を委託いたしました、そういう方々の御意見によって自由に運用をされるということになりますとどうしても率のいいところに運用がなされて、そのためにちょっと心配になりますのは、それが最近の土地投資でありますとかあるいはいろいろな形のマネーゲームに投資をされて反国民的な方向に利用される心配はないかということが思われるんですが、そういう点はいかがでしょうか。

○政府委員(水田努君) 私どもこの資金の持つております公的な性格から、二つのことが極めて重要であると考えております。その一つは、先ほど大臣がお答えになりましたように、安全でかつ効率的な運用を図ること、もう一つは、やはり公的資金から来る金融市場に対する中立性を常に維持していくという自制心を持つて当たらなくやならぬ、このように考えているわけでございます。そういう観点に立って御指摘のような運用に陥ることのないように、金融機関とも事前に十分御相談しながら適正な運用を図ってまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○浜本万三君 それで、きのう質問通告をするときに、実はきょう日経新聞を拝見いたしました。これまで企業年金の資金運用と事務の受託はいずれも信託銀行と生命保険に限られておったけれども、証券系など三社の指定が今度あるんだ。したがって、そういう証券系の企業、金融機関がこの年金の有利運用の市場に参入する道を開くのではないかという報道があるわけなんですが、この点、真実はどうなのかお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(水田努君) 今、先生から御質問があ

りました点は、さきの年金改革で厚生年金基金、この業務というのは資金運用面と教理の面と事務の面と三つのパートがあるわけでございますが、これは法律で生命保険会社と信託会社に包括的に委託しなきゃならぬという従来のあり方から、教理計算とそれから年金の支払い管理の事務的な面の業務は代行会社に委託するという道が開かれました、具体的に三社から申請がございまして、先ほどの証券系が一つ、市中金融機関系が一つ、それから外国の年金のコンサルタント会社系一つ、計三つを代行会社として認可したわけでございます。これはあくまでも教理計算と厚生年金基金の事務の管理の面の代行会社でございます、世に言われているような厚生年金基金の運用面を担当するための代行会社ではございませんので、その点、誤解のないように御説明をさせていただきますわけでございます。

○浜本万三君 いずれにいたしましても、積立金の運用は、有利であるということも大切なのでございまして、安全であるということも同時に重要な事柄でございますので、この二つの面を確保するためにも、被保険者の推薦する代表を運用検討会に加えたかどうかという気持ちを持っておるわけです。先ほどの御答弁では、年金審議会には確かに私が申し上げるような代表は入っておるわけなんですけれども、自主運用の資金運用検討会の中には、学者の先生とそれから金融機関の実務家が入っておられるようでありまして、それ以外の方々は名簿を見ても見当たりません。そういう意味で、安全かつ有利に運用していくためには、被保険者の推薦する代表をこのメンバーの中に参画させてはどうかというふうに思いますが、この点いかがですか。

○政府委員(水田努君) 私ども基本的には、年金運用の基本的なあり方は年金審議会、それから運用の基本方針については、現在、年金審議会の中に先ほど申し上げました資金問題懇談会、これは公式の部会じゃございませんが、非公式の労使公益委員から構成されておる懇談会がありま

て、その御意見を受けてまして今回の法律をつくり、運用範囲の拡大も図る、こういう形をとっているわけでございます。先生御指摘のように、私も今後自主運用の量の拡大あるいはまた運用面についての適正を期すというためには、今非公式の形であります資金問題懇談会をいざ年金審議会の方とも御相談して正式な部会にしたいなというふうなことも検討してまいらなきゃならぬのではなからうかと思っております。

決して私ども、先生御指摘の、今あります資金問題の検討会、これは一応中立的な少壮の経済学者を集めたつもりでございますが、特に座長から、自分たちは理論は強いけれども、実際面が必ずしも強くないので、オブザーバーという形で金融の専門家を連れていただいた方が地に着いた意見が出せるといふことで、正式メンバーはあくまでオブザーバーという形で、正式メンバーはあくまでも中立的な少壮の経済金融の学者先生にやっていただいているということでございます。

やっていた内容が、極めて技術的な内容なものでありますから、むしろ先生の御指摘の点は、年金審議会の中で運用のあり方をバックアップする、あるいは監視するという役割を担う部門をどう強化していくかという方向で検討していただいた方がより適切なのではないかと考えておる次第でございます。

○浜本万三君 そういう方向でも結構ですから、とりあえず被保険者の代表を参画させまして、安全有利な運用の方法を講じていただきたいと思います。

それから次は、ちょっと角度を変えてお尋ねするんですが、年金積立金の性格というものは国民の貴重な保険料の集積であるということも申すまでもないと思っております。

そこで、有効活用を図るために先ほどから自主運用の額を増額してもらいたいという希望を込めながら質問をしてみましたところ、でございますが、もう一つの有効活用というものは、還元融資による年金加入者への福祉的な還元強化を図って

もらいたいということでございます。今後のその面への具体的な運用方法について大臣のお考えを伺いたいと思っております。

○国務大臣(斎藤十朗君) 今先生がおっしゃられますように、年金積立金の運用につきましては、共済年金並みに財投への協力、また有利運用、そして福祉運用というこの三つのバランスのとれた運用を行っていくことが必要であらうというふうな考えをしております。

そういう中で、御指摘のように被保険者の福祉の向上のための還元融資についても、今後一層充実をいたしてまいりたいと思えます。

○浜本万三君 具体的に私の方から提案をさせていただきます。大臣の積極的なお考えを承りたいと思っております。

最近、アメリカの方でも医療費が高騰いたしましたので、したがってその防衛策として健康管理といましようか、健康センターのようなものをたくさんつくりまして、健康を増進するという政策がだんだん進められておるといふことを伺っております。何かアメリカのマンハッタンのオフィスビルの中で、事業主が健康センターをつくっておるといふような例も伺っておるわけなんです。そういうことをやれば職員、従業員、健康増進に役立つと同時に医療費の高騰の抑制にもつながる、かように思っています。一石二鳥になるのではないかと思っております。

先ほどから、年金積立金の将来像を承りますと、自主運用をしないときでも、もう昭和七十年には百二十兆円を超えるような積立額になるし、それからまた、十年二十年すれば年金基金の積立金の方も百兆円に近い金額になるのではないかと、いふふうに伺っておりますから、それらの積立金を従業員、健康増進、国民の健康増進のために十分活用するということは有効な手段ではないかと思っております。

そういう方面で今後、厚生省としては積極的な施策を講ぜられるお気持ちがあるのかないのか、お伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(斎藤十朗君) 年金積立金の還元融資をもって被保険者の方々の福祉を向上していくというところは一つの重要な施策だと考えております。

これまでも企業における体育館等福祉施設の設置のために融資を行ってまいりましたところであり、また、今先生が御指摘のございましたような健康増進センターというよりなものを企業内につくっていくということも一つの大変有力なアイデアではないかというふうなことを推進をし、きめ細かく進めてまいりたいと思っております。ちよと本年度の六十二年度予算におきまして、いわゆるシニアプラン研究開発促進事業といまして、職域型の福祉施設の企画、開発の推進事業をいたしまして三億円を計上してそういうことをいろいろ検討し、きめ細かな福祉対策を進められるようにいたしてまいらう、こう考えておりますので、これからはぜひ努力をいたしたいと思っております。

○浜本万三君 終わります。

○千原景子君 私の方からは、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案に関連をいたしまして、若干お聞きをしたいと思います。

現在、副作用ではございませんけれども多くの国民の中で問題になっておることにエイズの問題があるかと思っております。そして、とりわけ血液製剤を使用いたしましたこのエイズに罹患をしておるのではないかと、いふ血友病患者の皆さん、大変心配をなさっているところでございますけれども、どうやらこの医薬品副作用の法律によつては、副作用の定義あるいは血液製剤とか製がん剤などは生命にかかわるといふことで、副作用が若干あっても使わざるを得ない、あるいは避及効というものが認められていないというふうなことで、この法律が直接適用できないという状況にあるようでございます。

しかしながら、参議院の予算委員会あるいは衆

議院の社会労働委員会などでも厚生大臣あるいは中曾根総理からも、血友病患者でエイズに感染した方について積極的に取り組みをなさるといってお言葉をいただいて、患者の皆さんも大変心強く思っているところかと思えますけれども、この血友病患者の皆さんについての救済、この方向性、いつごろまでに私どもに示していただけるのかどうか、その時期などについてお答えをいただきたいと思えます。

○国務大臣(斎藤十朗君) 血液製剤によりますエイズウイルス感染者の皆様方について、この医薬品副作用被害救済基金制度で救済をできないのかという御指摘がこれまでにもございました。今先生からお述べをいただきましたように、なかなか現状の制度の中では当てはめにくいという状況でございます。

しかしながら、この方々は、特にこういった特殊な事情によって感染されたというまことに御気の毒な方々でもあり、そういったことを考えますときに、何か救済の方法はないか、この救済制度でやり得ないのかどうかというのをもう一度検討してみろ、こういうお話でございました。そのもう一度の検討とともに、もしこれでもだめな場合であっても何らか他の方法等によって救済援助させていただくような方途がないかということは今鋭意検討をさせていただいておるところでございます。

しかしその援助、救済の方法、給付等についていろいろまだ詰めてみなければならぬ部分もございします。また、これに対する財政的な問題もどのように考えていったらいいのかわからないような問題もございします。いろいろな角度から、またその当事者の方々ともよく御相談をさせていただくというふうなことで、今せいぜい努力をいたしておるところでございますが、いつその結果が出るかわからないことを明確に申し上げるわけにはいかないわけでございますけれども、できるだけ早い時期にその結論なり結果を御報告させていただきたい、こう考えて急いでおるところでございます。

○千葉景子君 ぜひ早急な御検討をいただきたいと思えます。

これは予測でございますのでどうなるかわかりませんが、次回の臨時国会などもまた予定をされると思いますが、そういう中で一定の中間報告なりあるいはこういう方向性で今検討しているというふうな御報告はいただけないかと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(斎藤十朗君) 御指摘のように、臨時国会も云々されておる現状でございますが、臨時国会の間においては何らかの方向について御報告をさせていただかなければならないであろうというふうに覚悟はいたしております。

○千葉景子君 ぜひ覚悟を固めて頑張ってくださいと思えます。

ところで、こういう救済措置について何らかの検討をなさるといふことになりまして、やはりまずい実態を把握なさるといふことが必要になってくるかと思えますが、これまでどの程度なされていくのか、あるいはこれから実態把握をなさっていくのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○政府委員(森幸男君) 血液製剤でエイズに罹患されておられる方々あるいは感染をされておられる方々がどの程度の数に上るかというふうな問題を含めまして、エイズ患者などの発生状況につきまして、厚生省のエイズサーベイランスの中で把握をするように努めてきておるところでございます。

そのほか、今先生のお話では、あるいはこういうエイズに罹患をしておられる方々の実態の把握と、もうちょっと広く、そういうことを御指摘かと思えますが、この辺につきましてもは人権問題への配慮など、なかなか実際には難しい面があるかと思っておりますが、このことには関係団体の方々ともお話を検討してみたい、かように考えておられます。

○千葉景子君 救済措置などを講ずるといふことになれば、いろいろな財源の問題等もあるかと思えますので、実態の把握にぜひ努めていただきた

いというふうに思えます。また、今お話がありまして、そうなりますとやはりどうしてもこういう難しい病気でもございしますので、人権への配慮、プライバシーへの配慮などが必要になってくるかと思えますが、これまでも精神衛生実態調査、身体障害者の実態調査などでトータルなども起きている状況がございしますので、その辺の配慮をぜひしていただきたい。

それについては、こういう患者さんの団体として全国へモブリア友の会というふうな団体もございしますが、そういうところがこれから連携あるいは協力体制、こういうことが不可欠かと思えますが、このあたりはいかがでしょうか。

○政府委員(森幸男君) 先生御指摘の、患者の方々の実態の把握の問題も含めまして、今おっしゃいました全国へモブリア友の会など患者団体の方々、そのほか関係者の方々の意向であるとか考へ方につきましても、これまでも機会あることに伺うようにしてきておるつもりでございますが、今後ともその辺は十分配慮してまいりたい、かように考えております。

○千葉景子君 今後、この救済措置をとるといふことになりまして、それなりの、かなりのこととなりますか、財源の確保といたしまして、こういうことも必要になってくるかと思えます。こういう際にはやはり一定のこれに関与してきた、例えば輸入加工業者とか、そういう製薬会社、こういうところからの出資とか、あるいは財源の調達、こういうことも必要かと思えますが、この財源確保については今お考えがございしますでしょうか。

○政府委員(森幸男君) この救済のための方策につきましても、先ほど大臣が申し上げましたようなことで、給付なりあるいはサービスの内容をどうするか等々、いろいろ詰めたければならない問題が多々ございします。いずれもなかなか難しい問題だと思っております。

今御指摘のございました具体的な費用の負担というものをどういうふうにするかということも、こういうことを実施していくということになり

すと大きな検討課題の一つになってくると思っております。その際、メーカーであるとか輸入業者の取り扱いをどうするかというふうなこともあわせて検討することが必要になってくるものと私は考えております。

○千葉景子君 そのあたりも十分な財源をぜひ確保した上での救済措置を講じていただくように要望しておきたいと思えます。

ところで、今回の法案でございすけれども、近年、目覚ましい進展を遂げているバイオテクノロジーを初めとする先端科学技術というふうな、こういうものの開発、こういうことに寄与して、こういうところがあるかと思えますけれども、こういう先端技術ということになりまして、これまで私たちが予想だにできなかった新しい発見とか事象というものも考えられるわけでございます。とりわけ保健医療の分野というところにも抵触するような問題も出てくるかと思えますけれども、この辺についての十分な配慮、こういうことについてはどのような決意をお持ちでしょうか。

○政府委員(森幸男君) 御指摘のように、バイオテクノロジーの活用によります医薬品の開発という問題は、生命科学等の成果のとりましても細胞を初め生物の細胞であるとか遺伝子に働きかけて医薬品を開発して、こういふものもございします。その活用を進めてまいりますれば、保健医療上の重要課題でございすけれども、老人性痴呆等を克服できるような、そういう画期的な新薬の開発も可能となるのではないかと大きく期待をしております。

ただ、このような手法によります研究開発を行います場合には、今お話しの中にございしたように、生命倫理という問題に十分配慮し、社会的な合意が得られるというふうな形で進めていかねばならないのではないかと考えているところでございます。

は、今御指摘のありましたような点に十分注意をいたしまして、振興対象のプロジェクトの審査等の業務を進めてまいりたい、かように考えております。

○千葉景子君 この面については慎重の上にも慎重な配慮を加えて進めていただくように要望をしておきたいと思っております。

それでは、ちょっと最後に一点だけ確認をさせていただきます。去る五月十二日の野党国会委員長会談におきまして、売上税法案の取り扱いについては合意がなされております。したがって、この医薬品副作用被害救済基金法改正案の附則第十一条の規定は事実上の削除となるものと解されますが、そのとおりと解釈してよろしいでしょうか。

○国務大臣(斎藤十朗君) この規定につきましては、与野党国会委員長会談のとおりでございます。

○中野鉄造君 初めにお尋ねしたいことは、今回のこの名称でございますが、医薬品副作用被害救済・研究振興基金、こういうようにありますね。そしてこの参考資料の五ページには、「基金は、厚生大臣の認可を受けて、医薬品の副作用被害の救済給付の支給に係る者についての保健福祉事業の一部を委託することができるものとする」ということありませうけれども、副作用被害救済の基金と研究振興の基金とはこれは当然別個なものなんです。そして、ここに書いてある今読み上げました五ページの「救済給付の支給に係る者についての保健福祉事業の一部を委託することができる」とこのところちょっとわかりづらいんですけども、説明していただきたいんです。

○政府委員(森幸男君) お答え申し上げます。今回の法律改正の主たる理由は、今お話のございました医薬品の研究振興業務でございます。ただ、今回の法律改正を行うに当たりまして、従来から行ってきております副作用被害の救済の業務につきましても、もう一度見直しまして何か手を加えることが必要ではないかということを検

討いたしました結果、今の保健福祉事業の委託というものを加えたわけでございまして、直接の関係はございませぬが、今回せっかくの法律改正というところであわせて改正をさせていただいた、かようにお考えいただければありがたいと思っております。

○中野鉄造君 そうすると、五ページのこの文章だけで解釈しますと、ちょっと紛らわしいような気がするわけですが、この基金は全然別なもので、救済のあれと研究振興の基金とは、そういうふうな理解はしますけれども、今のままで、こういうふうな一つの名称のもとに行われていくというふうなことがずっと続くんでしょうか。これは将来は別個なものになっていくと考えるんでしょうか。

○政府委員(森幸男君) 今回この研究振興業務を加えるに当たりまして、その実施主体をどういうふうな考えたらいいのかわからないという大きな課題でございまして、いろいろ検討をいたしましたところでございます。新しい法人をつくるというふうなこともその過程では検討したわけでございますが、こういう行政改革を推進するという政府の方針のもとでやっております、なかなかそういうことは問題があつて難しいのではないかと、この事業を追加して、実施をしてもらうということが適当ではないかということになったわけでございまして、そういうことを前提といたしまして、厚生省の所管をいたします種々の法人を精査いたしました結果、やはり最も適当なのはこの救済基金ではないかというふうな考えをもちまして、これに追加をいたしましたわけでございます。

今お話しのように、この二つの事業はそれぞれ目的と申しましようか、を持ってこれら実施をされていくわけでございますし、例えば経理面、運営面におきましても、両者がきちっと明確に区分した形で処理をされるということになってございまして、将来の問題につきましては、これは今後またいろいろな情勢の変化に合わせて考えて

いかなければいけないかと思ひますが、当面はこの救済基金の中でこの事業を推進していききたい、かように考えております。

○中野鉄造君 次に、この基金の問題についてお尋ねいたしますが、今日のような画期的な医薬品の開発を可能にする条件が整つてきていると思ひますけれども、こういった先端技術の活用といたつたことについて、先ほど御答弁もあつたけれども、重ねてお尋ねしますが、行政としてはどういふような対応をなされていくのか。例えば言へば、先端技術の活用というものは、企業側からいたしますとかなりのリスクも伴うわけですが、けれども、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(斎藤十朗君) 今回の改正をお願いいたしておりますのは、これからの長寿社会にあつて長寿を全うするに何と云つても健康でなければならぬ。その健康を保持増進していくために、現在飛躍的な発展をいたしておりますバイオテクノロジーを初めとする先端技術を活用した医薬品を開発していくことは非常に重要なことである。こういう観点から、この先端技術を活用した医薬品の開発の基礎的な部分について民間の研究開発を促進してまいり、そのための新しい基金として創設をお願いいたしておるわけでございまして。

そういう中で、今先生がおっしゃられますように、医薬品は言うまでもなく国民の生命と健康を維持、増進してまいるわけでございまして、そのために必要な有効かつ安全ということが最も大事なことであります。でありますので、今回の研究開発についても有効かつ安全ということを基本に置きながら諸般の推進をいたしてまいりたい、このように考えるものでございまして。

○中野鉄造君 今、大臣の御答弁にもありますように、これはもう今後研究体制の抜本的見直しが必要とされているわけですが、そのためには当然産官学の力を結集していかなくちゃいけないと思ひわけですが、そこいら辺の具体的な

な産官学に対する対応とか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(森幸男君) ただいま大臣から申し上げますように、これから我が国の社会が高齢化に向かつて急速に進行して行くわけでございまして、その中で出てまいりますがんであるとか、脳卒中であるとか、心臓病であるとか、さらには老人性痴呆等々いろいろ保健医療上の重大課題というものがあつてございまして、そういう課題をこれから積極的に解決するように取り組んでいかなければいけない。そういうことになってまいりますと、お話しに出ておりますように、やはり最近目覚ましい発達を遂げておりますバイオテクノロジー等々の、いわゆる先端技術というものを医薬品などの分野でも積極的に活用する研究というものが進められなければならないというふうになるわけでございまして。

しかしながら、こういう先端技術と申しますのはまだ実際問題として着手されたばかりの段階でございまして、今後幅広い基礎研究の蓄積が必要であるというふうなことを考えておりますし、またいろいろ開発リスクというものも今まで以上に大変大きなものになっていくというふうなことでありと考へております。

そういうようなことをいろいろ進めてまいりましてに当たりまして、今お話にございました産官学の力を結集してそういう課題の解決に当たるといふことは、私どももいたしまして、今後の大きな課題であるというふうなことを考へていまして、ございまして。そのために、国立試験研究機関などにおきまして基礎研究というものは従来から行ってきておりますけれども、そういうものをさらに充実させていくということもよりでございます。

が、六十一年度、昨年度からは長寿関連基礎科学研究事業という事業を始めまして、ヒューマンサイエンス振興財団という厚生省の財団法人がございまして、その振興財団によりまして産官学の共同研究プロジェクトというものを構成いたしまして、バイオテクノロジーを初めとする基礎研究の

充実を図ることについていたしたところでございます。まして、今年度も引き続きそういう方向で今の点は進めているところでございます。

今回の出資制度の創設は、そういうような基礎研究の成果を踏まえた上で、具体的な医薬品等の開発供給というところにこれを結びつけていくというのがねらいであるわけでございます。

○中野鉄造君 ところで、この基金は民間の出資を集めることとしておりますが、どのような方面からどの程度の金額をどういう方法で集めようともくろんでいらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○政府委員(森幸男君) この研究振興業務につきましては、その基本財産に対しては産業投資特別会計から七億円の出資を計上すると同時に民間からも出資を募集することについていたしております。出資をお願いする業界としては医薬品業界や医療用具の業界が中心になるかと思うのでございますが、その他の関連産業にもできるだけ幅広く出資を依頼するようにしてまいりたいと考えております。

具体的金額につきましては、これから依頼をするというところでございますので、現段階では確定をいたしておりません。

○中野鉄造君 現段階でわからないとしても、国からの資金、民間からの出資を合わせて、発足当初ほどの程度のものをお考えになっているのか、また、成熟した段階ではどの程度の資金量を想定されているのか、わかりませんか。

○政府委員(森幸男君) 私どもの期待といたしましては産業投資特別会計からの出資額、先ほど申しましたように七億円を予定しておりますが、少なくともそれを上回るような額は民間からの出資ということで確保したい、かように考えているところでございます。

将来、どの程度の出資額にもっていくかということにつきましては、これは事業発足後、具体的な事業に対するニーズの動向等々ならみながらこれから固めていくべきことではないか、かように

考えております。

○中野鉄造君 この基金の出資事業は民間企業の二社以上の共同開発プロジェクトに対して支援を行うこととしておりますけれども、その選定はどういうような考え方に立脚するものなのか、そこをお聞かせいただけますか。

○政府委員(森幸男君) 共同開発のプロジェクトは、そのテーマを公募いたしましたして、公募されたものの中から基金で選定することといたしております。選定に当たりましては、研究開発の目的の妥当性と申しましょるか、どういう目的で研究開発を進められるのかという点が一、それから研究開発の成功の可能性というところもあろうと思っております。それからまた、応募企業におきます研究能力という点もあろうかと思っております。そういうような幾つかの基準を総合的に勘案いたしましてこの事業の対象を決定するということにしてまいりたいと考えております。

○中野鉄造君 そうしますと、これは将来は、将来というか、考え方としては、二社以上ということとは外国の企業との提携とか技術提携だとか、そういうことも起こってくるわけですけれども、その辺はどういうように考えていますか。

○政府委員(森幸男君) これは、今申しましたような手続を進めていく際に、適当なテーマが出てまいりましたら、外国の企業も、外国の企業と申しましょるか、外資系の企業もこの対象になり得ると考えております。

○中野鉄造君 具体的な出資の方法、共同開発のための法人ベンチャー企業を設立する場合にどの程度の資金を提供して行うかと考えていますか。

○政府委員(森幸男君) この研究開発を行います場合の資金の提供につきましては、現在の段階で私も考えておりますのは、おおむね五年程度を目途に研究開発に対する出資を続けまして、成功した場合にはその利益に応じた配当を受けるというようなことについていたしたいと思っております。

それから、基金からの出資額につきましては、必要となる研究資金の七割ぐらゐを上限に考えた

い、かように考えております。

○中野鉄造君 発足して、その当初の資金量にもよると思えますけれども、成熟したというか、大体軌道に乗りだしてからは年間何テーマぐらゐを予想しておられますか。

○政府委員(森幸男君) これは今後行う事業に対してどの程度の応募と申しましょるか、ニーズが出てくるかということではいろいろ左右されるかと思っておりますが、あえて現在の段階で私どもが考えておりますのを申し上げますと、毎年数十億程度の規模で、テーマといたしましては十テーマ前後ぐらゐのものが継続できればいいのではないかと、そんなようなことを当面は考えております。

○中野鉄造君 そうしますと、出資及び融資の対象になるテーマはどういうようにして決定していきますか。

○政府委員(森幸男君) テーマの決定につきましては、先ほどもちょっと触れましたが、これは民間企業からテーマを公募いたしましたして、公募されたものの中から選定するということになっていくわけでございます。その決定に当たりましては、いろいろ専門的な事項もあろうかと思っておりますので、外部の専門的な方々の御意見も聞きながら適切に進めたいと思っております。

○中野鉄造君 こういった先端技術を用いての研究開発ということになりますと、必ずしもいつも成功するとは限らないわけですけれども、成功私みたいな形になっておりますし、失敗したような場合、貸付資金の債権確保というものが果たして円滑にいくのかなど、こういう気がするわけなんです。現在この種の基金の先発格に当たります農水省あるいは通産省関係のこの種の基金の現況がどうなっているかとか、また今申しましたような回収が思うようにいっていないといったようなそういうものがあるのかどうか、御参考までにそれもお聞かせいただけますか。

○政府委員(森幸男君) 他の団体の実態につきましては申しわけございませんが、現在そうつまびらかにしておりますけれども、この基金が行

います二つの事業、出資の事業と融資の事業がございますが、融資の事業を行うに当たりましては当然のことながら担保をとって融資をするということになりますし、それから出資の事業は先ほどのように出資をいたしまして成功した場合には、その出資に対する配当というように利益の還元を得るといようなことになっていくかと考えております。

○中野鉄造君 ですから、その場合担保はとっておりましょけれども、今言うように企業ですから倒産する場合だつてあるわけですね。そういうリスクも伴うと思うんですが、その辺のところはいかがですか。

○政府委員(森幸男君) 事業を実施していくに当たりまして、今先生おっしゃいますように、これはリスクの高い事業であるという先ほど来の問題に照らしましても、必ずしも予定したとおり成功するとは限らないわけでございますが、私どももいたしましてはそういうような場合には、例えば基本財産の運用益であるとか、あるいは融資事業が成功した場合に得られます成功報酬であるとか、あるいは出資事業が成功した場合の配当であるとか、そういうようなものをもちまして幾つかの収入というものをもちましていたしましてそういうような事態には対応していきたい、かように考えております。

○中野鉄造君 終わります。

○奮脱タケ子君 それでは最初に、年金財政基盤強化のための法案についてお伺いをいたします。今回の改正で、積立金の一部を厚生省が年金福祉事業団を通じて自主運用することが提案されました。たびたび附帯決議でも要望されてきたものが実現できたという点で、一歩前進と思っておりますが、その一歩前進のために大変いろいろな問題点が含まれているように思われますので、既に同僚委員からも詳しく質問が出ておりますけれども、私は限られた時間で二点に限ってお伺いをしたいと思います。

一つは、自主運用ということなんですが、自主

運用というのは管理をして、厚生省の自主運用ということではなくて、やはりこの厚生年金の原資の半分は労働者の掛金でございますので、労働者代表がまさに自主運用の中の中心的な主人公になるということが非常に大事ではないかと思うのですが、その点についてはどうなんでしょうか。お話がありました、どうもはつきりしないのは年金審議会のメンバーから資金問題懇談会ですか、年金局長の私的諮問機関、九人で三、三、三の割合になっているというわけですけれども、この点については格段に意を用いなければならぬ問題点だと思いますが、お考えをまず聞きたいと思ひます。

○政府委員(水田努君) 基本的にはもう先生の御指摘のとおりであらうかと思っております。厚生年金並びに国民年金の事業の運営については法律上年金審議会にお諮りをしながら事業の進展を図るよう義務づけられているわけでございます。また、この年金審議会には御案内のとおり労使の代表及び公益の代表から構成されているわけでございまして、今回の法案をつくるに先立ちまして御意見もいただき、またこの法案を国会に提出する前にも十分御審議をいただき、御了承を得て出しているものでございます。

今後この事業の充実、発展を期してまいりますためにはやはりこの年金審議会、現在資金問題懇談会という形でいろいろ具体的な問題については御相談いたしておりますが、今後は先ほども申し上げたとお答え申し上げます。これは年金審議会の中の問題でございますが、資金運用部会等につきましては正式な部会を構成していただくというようなかんじで御検討いただき、私どもの事業の円滑な推進を図れるように意を用いさせていただきます。このように考えております。

○審脱タケ子君 時間が私非常に限られているので、きょうは詳しく申し上げることができませんが、西欧先進資本主義国でもイギリスを除いて全部労働者代表がきちんと参加をしています。とりわけイタリヤあたりでは非常にその点が尊重さ

れるという姿になっておりまして、全国社会保険機構というのですか、約八割をカバーしているその機構では、管理委員会三十八名中労働者代表が雇用労働者十八名、独立労働者といえますか自営業者ですが、これが四名ということによって管理運営に参加しているという先例も既に出ていて、この点でございまして、我が国でもせつかく自主運用が発足をすることになった限りは、その点被保険者に不満を起させないような配慮というの極めて大事だと思うわけですね。

次に、第四条の資金の運用についてお伺いをいたします。資金の運用という第四条の項目を見ますと四つ書いてあるんですね。一が「国債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得」、二は「預金又は貯金」、三が「信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託」、四が「厚生年金保険の被保険者及び国民年金の被保険者を被保険者とする生命保険の保険料の払込み」と、こう四つに分類をして法律は提起されておるわけでございますが、それぞれこの割合はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(水田努君) 実際の運用の衝に当たるのは年金福祉事業国でございますが、大別しますと、年金福祉事業団が直接運用を行う場合の方法として一号及び二号がその対象になるかと思ひます。それからもう一つの別で、パターンは、金融の専門機関に運用を委託する、これが三号、四号に当たるといふことでございます。

なお、その割合はまだ決めておりません。

○審脱タケ子君 しかし、いわゆる有利運用ということを中心にするということになれば三、四を中心にするということにならざるを得ないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(水田努君) 三号、四号を主とした運用になるかと思ひます。

○審脱タケ子君 そうしますと、アメリカの外債を買うのかという問題ですが、これは予算委員会等でも再々質問が出ておりました。答弁をされてお

りますが、否定をされておらないんですけれども、いかがですか。

○政府委員(水田努君) まず事業団が直接やる場合、一号で年金福祉事業団はアメリカ債を買うことができるわけでございますが、これを買うかどうかというところは日米の金利差、それから為替の動向を見ながら今後慎重に検討してまいらなければならぬ、このように考えております。

次に、三号、四号の生保及び信託を利用いたします場合は、私もこれはすべて大蔵省の指導下に属するわけでございます。厚生省並びに事業団は個々の運用の内容の指図は法律上できないようになつておまして、これは私どもの手の届かない話でございます。

○委員長(佐々木清君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、対馬孝且君が委員を辞任され、その補欠として種山篤君が選任されました。

○審脱タケ子君 直接外債を買うかどうかまだ決定していないということですが、しかし、三、四の項目にありませう信託銀行、とりわけ生命保険ということになりますと、生保は外債を運用しているというところはもう明らかですね。現にアメリカの外債を買うとリスクが出るという問題が出て大問題になっておまして、六十一年度でも生保七社で一兆四千億、一昨年のG5以来では二兆円を超す円・ドル差損が出ているというふうな言われているわけですから、それが厚生年金の、しかも相当部分が生命保険会社に払い込まれるということになって、生命保険会社がこれを運用することになれば当然アメリカの外債を買うということにならざるを得ないのではないかとと思ひます。

これはもう積極的な意図が、厚生省やあるいは事業団が外債を直接買おうとか買わぬとかの以前に、生命保険に振り込むのが大部分だということになれば、これはもうイコールアメリカの外債を買うということになるじゃありませんか。それはどうですか。

○政府委員(水田努君) 例えは三号を見ていただきますと、「信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を指定するものを除く)」、これは運用の方法を指図するような契約を結ぶはなりませんよ、これは専門家に任せる指定金銭信託を買いなさい、こういう法律上の規定でございます。外債、これは専門家が運用に当たるとございまして、日米の金利差、日本の国債は恐らく六月債は四割を切るんじゃないかと思ひますが、アメリカ債は今八割を確定金利で超えているわけで、為替差損さえなければ非常に有利であることはもう間違いないわけでございます。問題は為替差損に対して先物予約でどの程度ヘッジできるかという専門技術に属する分野であらうと思ひます。

しかも、こういう信託とか生保というのは、外債は何もアメリカ債だけではなくスイス債、それからドイツ債、それからイギリス債全部危険分散しながら運用が図られ、しかも外債が取得できる割合というのは、総資産の中で二割以内というのを大蔵省は運用割合を決めておりますので、確かに生保は打撃を受けたわけでございますが、それにも増してその他の資産運用で全体としては大変高い利回りを確保して今日もやっておるわけで、専門家が十分意を用いてやるので全体的には心配要らない、十分それぞれに分散投資、ヘッジをかけながらやってまいるので全体としては危険なことはないものと考えております。

○審脱タケ子君 いや、リスクの補てんまでお答ええたいだけだけれども、アメリカの外債を買うとか買わぬとか言うけれども、実際に厚生年金基金をつくって生命保険に払い込むというところになったら、生保は厚生年金などの基金だけではなく生命保険全体を機関投資家という形でアメリカの外債を買っておるといふのが現実の姿なん

ですよね。

これ自身が問題になっているわけなんです
が、だからいろいろ議論はあるけれども、もうい
や応なしにアメリカの外債を買うという結果にな
るんじゃないかと聞いています。
運用については、事業団が直接買うとかいう
問題とは違っていますね。客観的には運用利回りを
よくしようというやり方をすれば、いや応なしに
アメリカ外債を買って運用するという結果になり
ますね、こう言っているんです。

○政府委員(水田勇) 今四号の、生命保険の商
品というものは具体的に大蔵省からどういふ形
のもので認可するか明らかになっておられません
で、残念ながら現段階ではどういふ構成のもの
その商品がつけられるのか私どもも判明いたして
おりません。

厚生省としては、一応分離勘定で資産の運
用の構成内容が明らかになるような商品を設定し
てほしいというところは先ほど大蔵省に申し出を
していただいておりますが、いずれにいたしま
してもこの法律が通った後に具体的な商品の認可
ということになりますので、今先生のお尋ねの点
につきましましては、この四号に相当します商品とい
うものが具体的にまだ存在していませんので、
残念ながらイエスともノーともお答えができな
い、こういうことでございます。

○香脱タケ子君 そんなナンセンスな言いわけせ
んでいいですか。いや応なしにそうなるのは客
観的事実じゃありませんか。私時間がないからこ
じやこじや言うておられないんですか。

大臣にお伺いしたいです。結果としてアメリ
カの外債も巻き込んで買うわけですよね。厚生年
金や国民年金の積立金などというものは、社会保
障費というまさに平和的な経費なんです。これ
がアメリカの軍拡のための赤字の穴埋めの外債に
使われるんじゃないかと聞いています。日本
の被保険者や労働者に果たして納得得られるだろ
うか、この点は非常に問題だと思っておりますが、こ
の件については大臣から一言お伺いをしておきた

いと思えます。

○国務大臣(斎藤十朗君) これまでの御質疑をお
伺いいたしておいて、今回の自主運用で生命
保険会社にその運用を委託した場合にそれは直ち
にアメリカの外債を買うことになるのではないかと
そう決めつけるのもちょっと早過ぎるのではない
か。しかし、絶対買わないことになるといふのは
もこれも決めつけができないという問題である
と思うわけでありませぬ。

もう一点は、アメリカの外債が軍拡のための外
債で、それを日本が持つんだというふうなふう
にこれまた直接決めつけるのもいかなものだろう
かというふうな感じをいたします。

○香脱タケ子君 それでは、時間がありますので
で次に参ります。

医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する
法律案についてお伺いしたいんですが、これは
先ほど同僚委員も言われたように大変違和感を感じ
る法律案ですね。だって、医薬品副作用被害者
救済基金だけのことかと思っていれば全く異質
の、もう一つの別の基金がこれに乗ってくるとい
うふうな法案なんです。これは政府機関の中で
の課題があつてどういふことになつてきたので
あろうと思つてますが、全然別個の法律をお出し
になる方がもっと国民にもはつきりとわかりやす
かつたであらうと思つてますが、その点どうです
か。何となく不細工ですよ。

○国務大臣(斎藤十朗君) 今回お願いをいたして
おります研究開発の振興のための事業につしまし
ては、この提案理由説明や、また先ほど来の御答
弁でもその必要性について申し上げさせていた
いておるところでございますが、その非常に高い
必要性をどう実現していくかということにおき
まして、現在の行政改革を進めていくという形
中でいかに取り組むかということでも私どもも大変
苦勞をいたしましたわけでございます。

めていくという観点、これに着目をいたしまし
て、この類似性の中で、この基金の中でもう一つ
の事業を柱に立ててやらせていただくのが、現在
置かれておりますいろんな周囲の状況を勘案しま
すと、最も妥当であるというふうな理解をして御
提案申し上げておるところでございます。

○香脱タケ子君 大分苦肉の策だというのはい
わかりました。そんなことを言うとき間はもつた
いないんですが、そういったままだに別の法律体系
にしておかしくない法案なので、私聞きをした
ことはたくさんあるんです。しかし、限られた
時間ですので、そのうちの幾つかをお聞きして
きたいと思つてます。

御承知のように、現在医薬品業界というのは、
歴史的に見ても、国民皆保険制度になって以
来相当な収益企業として有名でありました。パチ
ンコと薬は不況に強いと言われるほどですね。と
ころが、近年、臨調行革で医療費が抑制をされ
る、たび重なる薬価基準の引き下げ等々が行われ
て、医薬品業界を取り巻く環境というのは大変厳し
くなつてきているという側面があります。

五十九年十月の医薬品産業政策懇談会の最終報
告を見ますと、医薬品業界の今後の望ましい姿の中
で、国際産業への飛躍、海外進出への新案の開発
などが強調されておるわけでございます。つま
り、国内依存型の体質を脱却して、国際的に通用
する新案の開発、こういうことが不可欠だとい
うことが指摘をされておるようであります。そうい
う上に立って、産官学の共同研究で国際的に通用
するような開発促進への配慮をやらなきゃならぬ
ということが書かれておりますが、したがって今
度出されておられます法案のねらいというんで
すか、まさに医薬品産業の国際化、それへの支援
という側面も大変強いのではないと思つて
ますか、いかがなんでしょうか。

○政府委員(森幸男君) 今回の事業の目的につ
きましては先ほど大臣が申し上げましたようなこと
でございます。これから高齢化社会を迎えて、
国民の保健医療の上で大変大きな課題となつてま
います。この問題を解決するために、この
医薬品産業の研究開発を強化していくという
ことが現在極めて重要な課題である、そういう
ところに今回この法案を出している出発点がある
わけでございます。その点につきまして法案の
目的のところにもその趣旨が出ておると思
つてございます。

○香脱タケ子君 提案理由説明では、国内での高
齢化社会に対応するというのを第一に言つてお
られますけれども、この審議会の最終報告を見た
ら、国内依存型の体質中心の産業だけではあ
か、だから国際的に通用するよう新案の開発、
これができる体質をということが言われている
わけですから、私はそれをもっともだと思つて
います。大臣の提案理由説明は国内的需要につ
いてだけで、国際的なそういうニーズについてはさ
っぱり書いてないですね。不思議だと思つて
は、ちょっと読み直してみたいんですが、書いてない。
それで、ちょっと申し上げておきますが、この
法案を扱うに当たって、私どもも共産党の考え
をちょっと述べておきたい。というのは、こうい
う先端技術あるいは科学技術を活用して、医薬品
などいわゆる国民の健康や福祉、これに役立つ科
学技術を発展させるといふことは重要だと考
えています。そのために、民主的な科学技術の研
究あるいは計画のもとで、進歩と創造に役立つ
協同を図るということを大いに進めるべきであ
るという立場をとつておられます。しかし問題
は、その場合に、自主、民主、公開の原則によつて
行われ、成果が国民に還元をされるということが
極めて大切であるという立場をとつておられる
申し上げておきます。こういう私どもの考
え方から見ますと、本法案についてはいろいろ
問題点があると思つておられます。

そこで、基金が新たに行う業務についてのそれ
ぞれの幾つかの内容についてお聞きをいた
したいと思います。

になりまして、先ほども、基金というのは財投のお金と民間から集めたお金を基金としてそれを運用するというお話でございましたが、そうすると、融資対象の企業名とか開発プログラムの内容だとか、あるいはその研究機関だとか融資額というの公表されませんか。

○政府委員(森幸男君) 融資事業に關します具体的事項につきましては、民間における研究開発を振興するという観点からいたしまして、この融資を受けております企業の企業秘密に抵触しないような範囲内でできるだけ公表していくようにしたい、かように考えております。

具体的にどのような事項を公表するかということにつきましては、既に発足しております同種の制度、御承知のように基盤技術研究促進センターと生物系特定産業技術研究促進機構というこれと同種の機構が先行いたしておりますが、そういうところでの取り扱い等を参考にしながら慎重に検討したい、かように考えております。

○奮脱タケ子君 それから、融資の場合に、利子は成功払いというこの制度になっているようですが、その成功の度合いというふうなものがあるでしょう、棄みたいなのはね、この成功の度合いというのはだれがどこで判断するんですか。難しいなと思つて、私も具体的に考えてみて思うのですが、いかがですか。

○政府委員(森幸男君) 研究の成功度の判断というのは形式的には基金が行うことになりまして、ただ、これを行くには、今のお話にもございまして、なかなかに難しい問題もあらうかと思つて、極めて専門的な知識が必要とされるというふうな判断も考えておりますので、基金がそういう判断を行います場合には、外部の専門家に委嘱いたしました、その専門的な意見も十分徴して判断していくようにいたさなければいけないのではないかと、かように考えております。

その具体的な手続等につきましては、今後事業が発足するまでの間に、先ほど申しましたような他の同種の制度でのいろいろの実施方法等がござ

いますので、そういうものも参考にしながら検討していきたいと現在はお話しております。

○奮脱タケ子君 石油を掘ったけど出てこなかったというたられでもわかるんだよな、成功したか不成功かというの。薬を開発したけどもこれが効き目はどうなんやという判断、成功か不成功か中かげんかというの、これは難しいですよ。そういう点で、やはり産投会計だといったって金の金なんで、その辺はきちんとしていってもらえらるようにはしてほしいと思つてね。公開と同時にその点は考えてもらいたい。

それから、出資の問題ですが、二つ以上の企業の共同研究に出資する、これも難しいな。例えば武田と塩野義とが共同研究するやろかなという感じするんです、率直に、今日の医薬品業界の状況から考へて、そうなるに勢い、例えば親会社、子会社みたいな、例えば万有と日本メルク万有とそういうような親子関係みたいなところ二社が身内同士で二つの企業なんというふうなことになるし、ないかという点も一つの問題点だと思つてます。

外資系の企業と日本企業との二つ以上というふうなこともやるんだというところは先ほどお話がありました、出資の場合には、とりわけ研究成果の公開というのは義務づける必要があるのではないかと思つて、これはいかがですか。

○政府委員(森幸男君) 出資の場合の研究成果につきましても、私も融資の場合と同様に考へるべきものだと考えております。

○奮脱タケ子君 研究成果の公表、公開を義務づけますか。

○政府委員(森幸男君) この出資事業で得られた成果というものは、恐らく特許の公開というふうな形で公開されるものと考へております。

○奮脱タケ子君 それは当然そうなんだな。ところが特許の段階ということになる、これはノーハウは企業独占になるでしょう。その企業の独占物になるわけで、だから出資や融資の場合、ともに研究開発の成果というのはそのままそっくり企業の秘密ということになつてしまふんじゃないか

という問題がある。本来、薬というのは、新薬は六年間の先発権という特権が認められていて、もう上にこいうことになつたんでちよつと手厚過ぎやしないかというふうに思つて、どうですか。

○政府委員(森幸男君) この研究結果の公表の義務づけという問題は、今お話しするようなことで、民間企業の立場と、それから先生がお話のございました公的資金を活用するという、その辺をどういうふうな調和をとつていったらいいのかわからないことだらうと思つております。

しかし、基本的に申し上げますれば、今回の研究振興業務というのは、民間におきます研究開発を振興しようとするものだから、どこに大きなねらいがございまして、一律に研究成果を公表するように義務づけることになりまして、民間の研究開発意欲をそぐことにもなりかねないというふうなことでございまして、一律に義務づけるということにつきましては現在考へておりません。

○奮脱タケ子君 それは当然そうだと思うんですけど、確かに全部研究成果を一々公表してたら、せっかく先発権という六年間の有利な条件がパーになつてしまいますからね。何してんのやらわからへんということになりますよ。だから、結局は開発の場合でも企業秘密になるわけですよ。企業の独占になるわけですよ。

もう時間ありませんから最後の問題について聞きますが、業務の三項で、民間企業から委託を受けて試験研究を行うというわけだから、国の試験研究機関に再委託をするということになるんじゃないか。

○政府委員(森幸男君) この委託研究につきましては、基金が民間企業から委託を受けて研究開発を行うという仕組みになっているわけですが、当面は基金の事業規模も小さいというところで、発足後すぐに委託研究ということを行うことは考へておりませんが、既に先行しております基

盤センターであるとか、生物系研究機構等の規定も参考にいたし、また私どももいたしたとしても、体制なり資金が充実した段階にはこの委託研究を積極的に行つていきたいと思つて、次第でございまして。

そこで、今お話しはこの基金でまずから施設なりスタッフを整備することが難しいだろうということもございまして、その点につきましても、そのように当面考へておりますが、この再委託という点につきましても、現在の段階では一番適切な研究機関を考へるということ、これは国立とか公立とかに限らず、民間機関も含めて最も適切な研究機関をその対象に考へていくことが必要ではないだらうかというふうに現在の段階では考へております。

○奮脱タケ子君 直接持つわけにいかぬですからね、機構からいつて。だから当然のこととして国の研究機関を活用する、あるいは協力をすることになりながらざるを得ないと思つて、国の研究機関にこれを再委託とか、いろんなやり方があると思つて、産官学協同してということになるわけだから、そうなるべくと国の研究機関が民間企業の研究の下請になるようなことになりはしないか。特に国の研究機関の研究員などというの、国家公務員として全体の奉仕者としての役割を持つわけですからね。私企業のための利益にだけ奉仕させられるというふうな結果になつたんで、これは随分まずいことになるなというふうな思つて、そういうことにならないような保障を何か考へますか。

○政府委員(森幸男君) 今の国の試験研究機関が委託を受けるということにつきましては、委託を受けるかどうかということ、当然のことながらその試験研究機関において慎重に判断されて決めることだと思つております、それから当然のことながらこの法律が先ほども申しましたように、国民の保健医療上の課題を解決していくことのためにこの制度がつけられるという趣旨に照らしましても、そういう趣旨に適しないよう

な委託であれば、これは基金がそういうような業務を処理することにはならないのではないかと私どもは考えたわけですが、また実際の運用面におきましても、そういうふうな配慮は十分してまいりたいと思います。

○香脱タケ子君 もう最後になります、私今の点は非常に大事だと思っております。産官学の協同で成果を上げていこうという点については、私ども何にも反対してないんです。その点は大いにすべの英知を集めて開発を促進させるべしという立場なんです。ただ、その出てきた成果が企業のひとり占めになるというふうな点については、これは排除しなきゃならないという立場なんです。そういう点を間違わぬように御理解をいただいて、そういう国の機関や国家公務員が全体への奉仕者の立場でなく、私的な企業の奉仕者にされてしまうような運用の仕方は厳に慎んでいただきたいと思っております。

これは最後に申し上げておきたいし、大臣の御見解も聞きたいんですが、医薬品産業政策懇談会の報告を見ますと、こんないろいろなと手厚いことをやれと書いてないんです。むしろ種用薬、まれにしか使われないような薬とか、基礎的な医薬品の開発、こういうものは大変困難だし、採算割れもするし、開発投資の回収も困難だ、こういうところには何らかの助成措置が必要だというふうな言われています。日本製薬工業協会の長期ビジョンと基本方策の中でも、助成の役割は大きく評価はしているけれども、しかし、特にその中で税制が根幹をなすものだと考えるというふうな言っているんです。

だから、産業政策懇談会の審議ともあるいは製薬工業協会の審議ともちょっと違うようなことを、あえて厚生省が法律の一部改正をやって進めようとしているんですが、これは一体どういうことなんでしょうか。私は製薬業界がいろいろ環境が厳しいとはいいなから、製薬業界というのはいくらも入りが三千二百億円でしよう。輸出が千二百億なんですね。だから今の円高ではがっぽりもうけてい

る……
○委員長(佐々木満君) 香脱さん、簡単にお願います。

○香脱タケ子君 はい、これで終わります。

そういう状況なので、こういう状況を見て、なぜ大臣の諮問機関である懇談会の意見よりも前で、あるいは工業会がもう一時期待っているという内容とちょっと違う、そこまでするというふうなことをおやりになるのか、最後にちょっと理解をしにくいので、厚生大臣の御見解を伺って質問を終わります。

○国務大臣(斎藤十朗君) 医薬品の産業を振興してまいるといことは、国民の生命、健康を維持、向上、増進するために大変重要な問題でありまして、これを振興させてまいることが国民の健康増進のために役立つように私どももこれから一生懸命やっております。

○委員長(佐々木満君) 以上をもって両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(佐々木満君) 御異議ないと認めます。これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○香脱タケ子君 私は、日本共産党を代表して、年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案並びに医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

積立金で購入し、軍拡財政のために資金調達することになることであります。

第二は、高利運用によって生じるリスクに対する補償制度がない点であります。

第三は、本法案による自主運用は、労働者参加による自主管理とは本質的に異なるものである点であります。

労働者の要求は、年金積立金を労働者の福利厚生のために自主管理するところにあるんですが、法案のそれは労働者抜きで政府・厚生省が管理し、その運用目的も資金運用部資金法の改悪による預託金利の低下を財テクによって補おうとするこそくなものであり、本来、国と資本家の負担で財源を確保するという社会保障の原則からかけ離れたものであって認めるわけにはいきません。

次に、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案に対する反対理由を申し上げます。

もとより我が党は、医薬品など国民生活に役立つ科学研究の発展は重要であり、そのために国が積極的な役割を果たすべきだと考えております。しかし、本法案は、厚生省の言うような画期的新薬開発で国民の福祉を増進させるということにとどまるものではありません。

すなわち、科学技術政策の側面からいえば、基礎技術研究促進センター法や生物系特定産業技術研究推進機構法と並んで、大企業の利益のために国の研究機関などを奉仕させるという、政府の科学技術政策を医薬品産業に具体化したものであります。

限って求めているにすぎないのに、それを大幅に上回る助成策を講じるなどは許すべきではありません。

財政難を理由に、社会保障費は当然増まで削られているとき、人もうらやむ高収益を続けている製薬メーカーに対して多額の助成策を講じるということは認めるわけにはいきません。

以上、反対討論を終わります。

○委員長(佐々木満君) 他に御意見もないようです。以上、両案に対する討論は終局したものと認めます。

これより順次採決を行います。

○委員長(佐々木満君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員(八重子君) 私は、ただいま可決されました年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び公庫納付金の納付に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び公庫納付金の納付に関する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、年金財政基盤強化のための厚生年金・国民年金積立金の自主運用事業については、その趣旨を踏まえ、今後、運用額の拡大、運用対象の見直し等その充実に努めること。

二、年金財政基盤強化のための厚生年金・国民

年金積立金の自主運用事業を適正に実施するため、運用体制の整備を早急に進めること。
三、厚生年金・国民年金積立金の資金運用部預託金利については、年金財政の安定に十分配慮して定めること。

四、企業内健康増進施設の整備等被保険者福祉の向上のための還元融資対象事業の充実を図るほか、厚生年金基金の福祉施設についても健康・福祉の増進のための事業の充実を図ること。

五、還元融資について、内需拡大の面にも十分配慮し、年金住宅融資の貸付条件等の思い切った改善措置を講ずること。
右決議する。

以上であります。
○委員長(佐々木満君) ただいま承久君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(佐々木満君) 多数と認めます。よって、承久君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案について採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(佐々木満君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

田代君から発言を求められておりますので、これを許します。田代君。
○田代由紀男君 私は、ただいま可決されました医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項について、格段の努力を払うべきである。
一、医薬品技術等に関する試験研究を積極的に推進していくため、医薬品副作用被害救済研究振興基金の事業に必要な資金の確保に努めるとともに、研究振興業務の運営については、基金の自主性の尊重と民間の意見の反映に留意し、民間の活力が十分発揮されるよう配慮すること。
二、保健医療分野におけるバイオテクノロジー等の先端技術の活用にあたっては、生命倫理に十分配慮し、適正な試験研究が行われるよう指導監督に万全を期すること。
三、医薬品副作用被害救済制度の活用促進のため基金制度の周知徹底を図るとともに、救済事業の迅速な事務処理のための改善を進めること。
右決議する。

以上であります。
○委員長(佐々木満君) ただいま田代君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(佐々木満君) 多数と認めます。よって、田代君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの両決議に対し、斎藤厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。斎藤厚生大臣。
○國務大臣(斎藤十朗君) ただいま御決議になりました両法案に対する附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたします所存でございます。

○委員長(佐々木満君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木満君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三分十三分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、戦時災害援護法案(浜本方三君外三名発議)

戦時災害援護法案
戦時災害援護法
(援護)
第一条 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定める地域において、これらの地域ごとに政令で定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦時災害にかかった者で当該戦時災害にかかった当時日本の国籍を有していたものの当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護に關しては、この法律に別段の定めがあるものを除き、戦時災害特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号。以下「特別援護法」という。)及び戦時災害特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号。以下「特別援護法」という。)

及び戦時災害特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号。以下「特別援護法」という。)(公務上の負傷又は疾病に係る障害年金及び障害一時金並びに弔慰金に係る部分(第三十五条第二項において準用する第二十四条第三項に係る部分を除く。))に限る。の例による。
2 前項に規定する負傷又は疾病が特別援護法に規定する公務上の傷病に該当する場合においては、同項中同法に係る部分の規定は適用しない。

第二条 前条第一項に規定するもののほか、同項に規定する者で当該戦時災害により死亡したものの(以下この条において「戦時死亡者」という。)の遺族には、遺族給付金として百二十万円を支給する。
2 遺族給付金を受けることができる遺族の範囲は、戦時死亡者の死亡の当時における配偶者

(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第四項及び第六項において同じ。)、子、父母、孫及び祖父母で、戦時死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものとする。
3 戦時死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向かつて、その子は、戦時死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた子とみなす。

4 遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。ただし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
5 遺族援護法第三十六条第二項の規定は、前項の規定により遺族給付金を受けることができる順位にある遺族が生死不明である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「弔慰金」とあるのは「遺族給付金」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「戦時災害援護法(昭和六十二年法律第 号)の施行の日」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「同法の施行の日」と読み替へるものとする。
6 第二項に規定する遺族が、戦時死亡者の死亡の日以後この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)前日、次の各号のいずれかに該当したときは、遺族給付金を支給しない。
一 日本の国籍を失つたとき。
二 離縁によつて、戦時死亡者との親族関係が終了したとき。
三 配偶者については、婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。
四 配偶者、子及び孫については、第二項に規定する者及び戦時死亡者の兄弟姉妹で、戦災

死亡者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものの以外の者の養子となつたとき。

7 禁錮以上の刑に処せられ、施行日(戦災死亡者の死亡の日が同日後であるときは、その死亡の日)において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族(刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く)には、遺族給付金を支給しない。

8 遺族給付金は、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。この場合においては、遺族援護法中国債に係る部分の規定を準用する。

9 遺族援護法第六條、第十六條、第二十八條本文、第三章、第四十五條から第四十八條まで及び第五十條の規定は、遺族給付金について準用する。

(調整規定)

第三條 第一條第一項に規定する負傷、疾病、障害又は死亡が、他の法令(行政措置を含む。)による給付(遺族に対する年金たる給付を含む。)でこの法律による援護に相当する給付として政令で定めるものの支給事由に該当する場合においては、政令の定めるところにより、この法律による援護の全部又は一部を行わないことができる。

(政令委任)
第四條 遺族援護法に規定する日又は月の読替えその他特別援護法及び遺族援護法の例によることが困難と認められる場合における特別例に関しては、この法律による援護の趣旨に照らして合理的に必要と判断される範囲内で、政令で必要な規定を設けることができる。

2 第一條第一項の規定に基づき、政令の改正により新たに遺族給付金を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、日の読替え等について、政令で必要な規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別援護法の一部改正)

第二條 特別援護法の一部を次のように改正する。

第四條 第一項第一号中「又は別表第一号表ノ三」を若しくは別表第一号表ノ三に定める程度の障害又は旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号。恩給法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百四号)による改正前のものをいう)第三十一條第一項に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第一項」を削り、「第一項第二号」を「同項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六條 第一項中(同条第二項の規定に該当する者にあつては、同条同項。以下この条において同じ)を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この法律による改正前の特別援護法第四條第二項の規定により交付された戦傷病者手帳は、この法律による改正後の特別援護法第四條第一項の規定により交付されたものとみなす。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第四條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條 第二項中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和六十二年法律第十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。以下この項において同じ。」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第五條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第四條 第二項中「の外、左に」を「のほか、次に」に改め、同項第二号中「戦没者遺族」の下に

「戦時災害傷病者、戦時災害死亡者遺族」を加える。

第五條 第八号中「及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)」を「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)及び戦時災害援護法(昭和六十二年法律第十八号)」に改める。

第六條 第八十一号中「戦傷病者特別援護法」の下に「戦時災害援護法によりその例によるものとされる場合を含む。」を加え、同条第八十四号の次に次の一号を加える。

八十四の二 戦時災害援護法の定めるところにより、障害年金等を受ける権利を裁定し、及び障害年金の額を改定すること。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第六條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條 第二項中「更生医療の外」を「更生医療のほか」に、「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和六十二年法律第十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。第四項において同じ。」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

第七條 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條 第六項中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和六十二年法律第十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條 第十四項中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和六十二年法律第十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。第七十二條の十七項ただし書において同じ。」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第九條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條 第一項中「但し」を「ただし」に、「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和六十二年法律第十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。次条第二項において同じ。」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第十條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條 第二項第一号中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和六十二年法律第十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

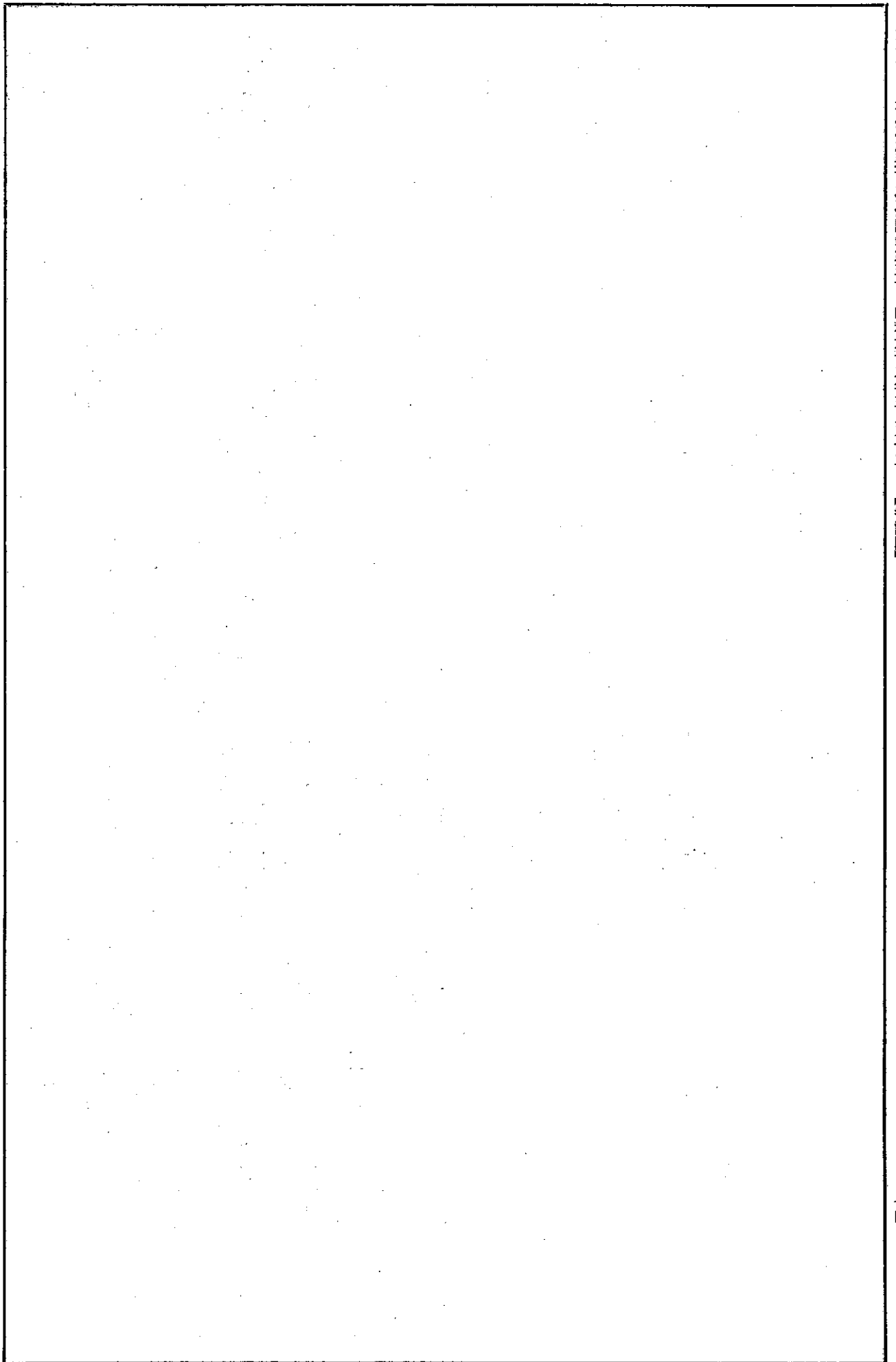
(児童扶養手当法の一部改正)

第十一條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條 第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 戦時災害援護法(昭和六十二年法律第十八号)に基づき年金たる給付

この法律施行に要する経費は、七十五億円の見込みである。



第七部

社会労働委員会会議録第五号

昭和六十二年五月二十二日【参議院】

昭和六十二年六月四日印刷

昭和六十二年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C